

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年2月21日)

【件名】

- 森と自然の育ちと学びフォーラム 2024 の開催について
(子育て王国課)・・・2
- 株式会社オミカレとの連携事業の実施状況について
(子育て王国課)・・・3
- 鳥取県青少年健全育成条例に係る県政参画電子アンケート及びパブリックコメントの実施結果について
(家庭支援課)・・・4
- 令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証について
(家庭支援課)・・・6
- 平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について
(子ども発達支援課)・・・7
- 令和6年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について
(総合教育推進課)・・・8

子ども家庭部

森と自然の育ちと学びフォーラム 2024 の開催について

令和7年2月 21 日
子 育 て 王 国 課

「森のようちえん」をはじめとする自然保育が、子どもの豊かな育ちや、子育て世帯の移住・定住につながっていることを広く情報発信するため、全国の自治体担当者や保育関係者を対象としたフォーラムを開催したので、概要を報告します。

- (1) 主 催 森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク (共催：日本自然保育学会)
※平成30年4月に鳥取県、長野県、広島県の3県知事が発起人となって設立し、自然保育の情報発信や国への政策提言を行っており、現在の参加自治体は126自治体(18県108市町村)。
- (2) 日時・場所 1月30日(木) 午後2時から午後5時30分まで わらべ館(鳥取市西町3-202)
1月31日(金) 午前10時から午後0時30分まで 智頭町立旧山形小学校(八頭郡智頭町郷原238)、山形第一地区公民館(八頭郡智頭町郷原259)ほか
- (3) 参加者 自治体関係者、「森のようちえん」関係者、自然保育に関心のある方など約130名
- (4) 内 容 パネルディスカッション、記念講演、事例発表、分科会・現地視察を行い、さらなる自然保育の質の向上と国に対する制度としての位置付けを求める大会宣言を表明した。

○大会宣言

本日、「森と自然の育ちと学びフォーラム 2024」において、森や自然を活用した保育・幼児教育が子どもの豊かな育ちにつながることで、自然保育に魅力を感じた家庭の移住・定住を呼び込み、人口減少地域を活性化させることなどを、事例をもって共有しました。
この活動を支える認証制度は、鳥取県と長野県で最初に導入されてから10年がたち、様々な自治体の特色にあわせた形で、広がりつつあります。
そこで、私たちは、こうした営みを全国に波及させるため、一段と努力を重ねることを、ここに宣言します。
一、地域や組織の壁を越えて一丸となって、さらなる自然保育の質の向上と充実、全国的な認知・理解の促進に努めます。
一、自然保育を各地へ広めるため、国に対し、制度としての位置づけと幼児教育・保育無償化の対象拡大を求めていきます。

○1月30日(木) わらべ館

○パネルディスカッション「自然保育認証制度の10年 ～これまでの歩みと今後の展望～」
登壇者 長野県野外保育連盟 理事長 内田幸一氏、NPO法人智頭の森そだち舎 理事長 西村早栄子氏、移住者・元南部阿地域おこし協力隊 幅田舞氏、飯田市長 佐藤健氏、自治体ネットワーク代表 平井知事

○記念講演「『関係人口』という新しい提案 ～地域づくりと人材育成～」
講師 島根県立大学 准教授 田中輝美氏

○事例発表
「林政部から保育幼児教育の現場へのアプローチ」
発表 岐阜県森林活用推進課 技術主査 長沼慶拓氏
「人材育成、民間との連携について ～自然体験活動アドバイザー制度など～」
発表 ひろしま自然保育推進協議会 会長 杉山浩之氏、広島県安心保育推進課 梶谷有優香氏
「奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度の導入経緯について」
発表 上越教育大学大学院 教授 山口美和氏、奈良県こども保育課 主査 高見麻依奈氏

○1月31日(金) 智頭町立旧山形小学校、山形第一地区公民館 ほか

分科会・現地視察(2部構成) ※次の分科会、園見学から2つを選択

- ・分科会①「保育の質の向上に向けた自然保育の可能性」 講師 山口美和氏
- ・分科会②「地域の自然を活かした保育の意義と実践」 講師 鳥取大学 教授 塩野谷斉氏
- ・分科会③「子育て世代の移住につなぐ自然保育の可能性」 講師 日本自然保育学会 理事 木保知大氏
- ・分科会④「指導者育成の実践」 講師 NPO法人自然体験活動推進協議会 常任理事 田口眞嗣氏
- ・園見学① 森のようちえん「まるたんぼう」 ・園見学② 森のようちえん「すぎぼっくり」



株式会社オミカレとの連携事業の実施状況について

令和7年2月21日

子育て王国課

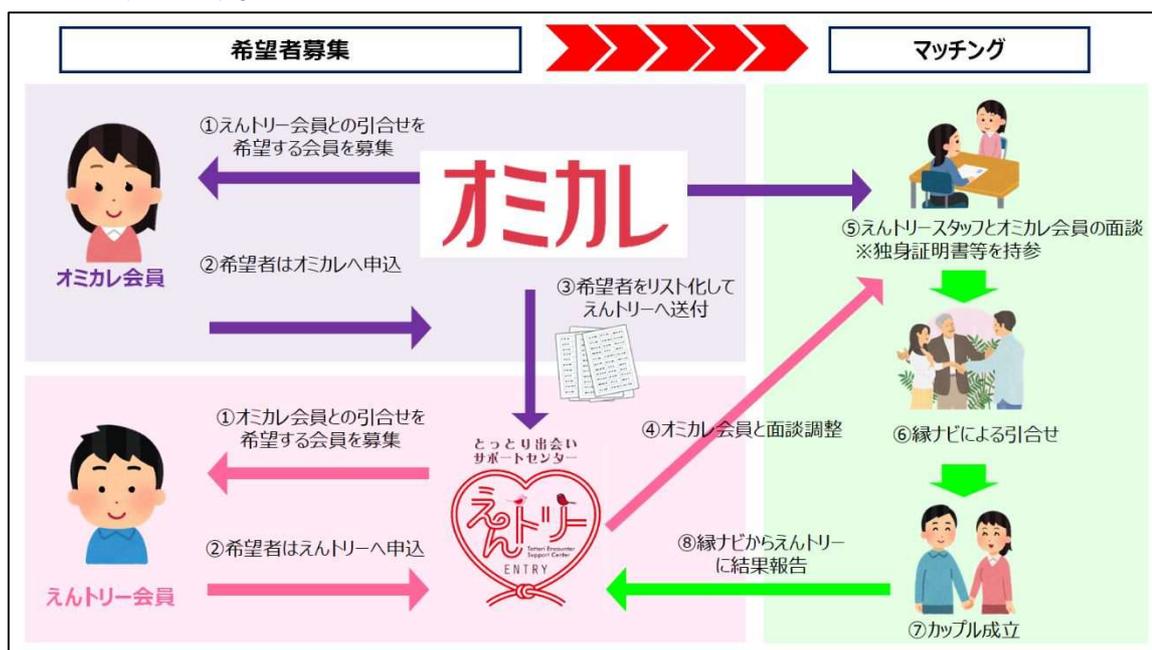
結婚を希望する方の出会い・結婚支援を目的として、婚活サービス事業者の株式会社オミカレと連携し、とっとり出会いサポートセンター「えんトリー」会員と「オミカレ」会員の1対1マッチングサービスを開始したので、報告します。

1 内容

えんトリー会員とオミカレ会員の1対1での引合せを仲人ボランティアである縁結びナビゲーター（縁ナビ）を介して実施し、新たな出会い・結婚支援サービスを提供する。

(1) マッチングの手順

オミカレ会員、えんトリー会員それぞれに募集を行い、希望者に対して縁ナビが引き合わせ（マッチング）を行う。



(2) 募集期間 令和7年1月7日から2月14日まで

(3) 利用条件

- ・年齢制限：なし
- ・必要書類：顔写真付き身分証明書、独身証明書等
(えんトリー会員はえんトリー登録時に提出済みのためオミカレ会員のみ提出)
- ・利用期間：えんトリーとの初回面談から2カ月間（この期間中、最大2名までと引合せ可能）
- ・利用料：無料 ※引合せの際の縁ナビ交通費及び会員自身の飲食代は利用者の負担

2 実施状況（令和7年2月17日時点）

(1) サービス利用申込人数 91名（うちオミカレ会員：42名、えんトリー会員：49名）

(2) 引合せ（お見合い）組数 6組（予定含む）

(3) 利用者の声

- ・（普段は1人で婚活しているが）縁ナビにサポートしていただき、安心感がある。（オミカレ会員）
- ・えんトリーでは出会うことがないタイプの方と出会うことができ、選択肢が増えた。（えんトリー会員）

3 来年度予定している株式会社オミカレとの連携事業

オミカレ会員とえんトリー会員の1対1マッチングサービスについて、来年度以降も実施回数を増やしてブラッシュアップを図りながら引き続き実施することを予定している。

また、鳥取砂丘で開催し好評だった大規模婚活イベントを回数を増やして開催するほか、マッチングアプリ等の様々な婚活サービスの安心・安全な利用方法に係る啓発セミナーを継続して開催することを予定している。

鳥取県青少年健全育成条例に係る県政参画電子アンケート 及びパブリックコメントの実施結果について

令和7年2月21日
家庭支援課

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正に係る県政参画電子アンケート及びパブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。なお、本条例の一部改正は2月定例県議会に上程中です。

1 県政参画電子アンケート実施結果

(1) 実施期間 令和7年1月20日から同月27日まで

(2) 回答数 400件

(3) アンケート結果

ア 青少年に対して、闇バイトやオンラインカジノなどの犯罪に引き込むようなインターネット・SNS上の広告や投稿の閲覧・視聴を制限することについて、どう思われますか。

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
91.3%	8.0%	0.7%

イ オンラインカジノを客として利用することは賭博にあたると考えられることから、青少年をオンラインカジノに勧誘する行為を禁止することについて、どう思われますか。

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
95.8%	3.5%	0.7%

ウ 青少年の顔写真等を使って生成AIにより作成された性的な画像は、児童ポルノと同様のものと考えられることから、これを作成し、他人に提供し、又はインターネット上に掲載する行為を禁止することについて、どう思われますか。

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
93.5%	4.8%	1.7%

エ イ、ウの禁止に違反した場合に罰金などの罰則を科すことについて、どう思われますか。

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
92.8%	4.5%	2.7%

2 パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集期間 令和7年1月23日から2月3日まで

(2) 募集方法 ホームページへの掲載、新聞広告の掲載、県・市町村窓口等におけるチラシの配架

(3) 意見受付件数 67件

(4) 主な意見の概要及び対応

主な意見の概要	対応
<p>① 青少年のSNS利用に際し、適切な利用方法を習得させるよう努めること等を保護者・学校関係者等の努力義務として規定することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童がSNSを利用する際に、各家庭のルール作りを努力義務とするようにしてほしい。 ・SNSの適切な利用方法の習得について、「適切」という部分をもう少しかみ砕くなど、具体的にわかりやすくする必要がある。 ・保護者によるペアレンタルコントロールのさらなる強化が重要。 ・SNSの適切な利用を習得させることを学校関係者等の努力義務として規定することは反対。保護者の責任の元スマホを持たせているので学校関係はむしろ切り離すべき。 ・今回の一部改正が、保護者のペアレンタルコントロールの大切さを見直すきっかけのひとつになることを願う。 	<p>「SNSの適切な利用方法」については、各家庭のルール作りも含め、犯罪被害に巻き込まれないための個人情報の取扱い・留意事項やいじめ・誹謗中傷にあった際の相談窓口などについて具体的かつ分かりやすく周知啓発を行い、青少年が尊厳を重んぜられながら心身ともに健やかに成長する環境の整備に取り組んでまいります。また、SNSやデジタル技術に伴う被害から青少年を守る取組については、保護者が一義的な責任を負うことに加え、学校や地域が一丸となって取り組むことが望ましいと考えられることから、改正条例案においては、努力義務の主体を「保護者、学校関係者及び関係団体」としております。</p>
<p>② ディープフェイクポルノによる青少年の被害防止に向けた措置を講じることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実在児童を素材とした生成AIにより出力されたディープフェイクポルノ画像を児童ポルノとして違法とする方針は賛成。児童ポルノをめぐる問題は「実在する人間の尊厳を守るため」に存在するものであり、完全なフィクションではなく実在児童が使われている以上児童ポルノに含まれることに異論なし。 ・顔が実在する児童の写真であれば、体の写真の年齢に関係なく児童ポルノとして規制すべき。顔が使われた児童の受ける心の傷は変わらないから。 	<p>改正条例案においては「児童ポルノ等」の解釈を明確化し、「児童ポルノ等」とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいい、生成AIその他の情報処理に関する技術を利用し、青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識で</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者が容易に生成AIディープフェイクポルノの材料にされてしまう、加害者になってしまう環境に絶望。誰もが当事者になってしまうことに恐れおののいているが、被害者を救済する法律はなく、生成 AI の存在を踏まえた新たな規制や罰則が必要だと強く感じている。 	<p>きる姿態に限る。)を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録及びその記録媒体を含む。」としております。</p> <p>その上で、実在する青少年の容貌画像を用いて生成AI等により本人と見まがうような性的な画像を作成・製造又は提供することは、青少年の性的搾取に当たるとともに彼・彼女らの尊厳を著しく傷つけ、長期にわたり心身に有害な影響を与えうると考えられることから、県として、こうした被害から青少年を守るため、児童ポルノ等の作成・製造及び提供を禁止する規定を新設しました。当該規定は、アニメ・漫画などの仮想の人物に係る創作物は対象としていません。また、罰則の付与については、関係機関との協議を踏まえつつ検討していく予定です。</p> <p>今般の条例改正の趣旨について、県民に丁寧にご説明を重ねてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・この条例が保護者を含めた県民全体への注意喚起として効果を及ぼすことを大きく期待。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・県外の人間。ほかの都道府県にも続いてほしい。正しい倫理観をもつ地域として移住を検討している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・実在しない架空の人物の画像にまで対象を広げるべきではない。表現の自由の侵害や創作活動への委縮を避けるべき。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ディープフェイクポルノの被害者は成人・未成年を問わないと考えられることから、規制の手段として青少年健全育成条例を用いるべきではない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・提供を伴わない製造は禁止や罰則の対象から外すべき。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・合成児童ポルノに対する法律上の対応は名誉毀損によって行うことが妥当。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・性的ディープフェイクか否かや年齢・性別等に関わらず、他人の肖像や音声等を生成 AI で無断使用する行為に対して法規制すべき。 	<p>今般の条例案は、生成 AI 等により青少年の容貌の画像情報を加工して作成した児童ポルノの作成・製造・提供を禁止するものですが、生成 AI 自体の在り方についてのご意見として今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・生成 AI で何らかの性的な画像を作るためには画像データセットが必要であり、新しく作られた AI 生成物も取り込まれることによって被害の連鎖も懸念。違法データを二次利用した生成 AI と出力物に対しても規制が必要。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・意図的に児童の画像データを改変させる行為だけでなく、生成 AI 自体も取り締まるべき。 	
<p>③ 保護者がフィルタリングソフトウェアを利用して閲覧を防止すべき情報の対象に闇バイト広告、オンラインカジノが含まれることを明確化することについて</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがインターネットを利用する権利を制限する対症療法よりも、子どもたちの主体性を尊重して、子どもたち自身の情報リテラシーを高めることを重点的に行ったほうが良い。 	<p>改正条例案において、フィルタリングソフトウェアにより閲覧を防止すべき有害情報に闇バイト情報やオンラインカジノが含まれることを明確化しております。保護者がペアレンタルコントロールを行うに当たっては、当該青少年の権利を尊重しつつ行われるべきものと考えており、こうした趣旨にて県民に周知を行うとともに、関係部署が連携して子どもたち自身の情報リテラシーの向上に向けた事業推進等に取り組んでまいります。</p>
<p>④ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が青少年が使用する携帯電話端末等の接続役務提供契約の締結等をす際に、ペアレンタルコントロールにより有害情報の閲覧又は視聴を防止すること及び秘匿性が高い SNS のアプリケーションのインストールを制限することが可能であることについて説明することを義務付けることについて</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・説明を義務付けるだけでなく、一歩踏み出して被害が生じたときには一緒に解決する義務も付け加えてほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンをこどもに買い与えるのは保護者であり、SNS はスマートフォンを使い利用している実態から、保護者にリスク等をきちんと説明して買うよう販売会社に義務づけることが必要。 	<p>改正条例案において、事業者に対し、青少年が使用する携帯電話端末の契約時に、秘匿性を有するSNSアプリであつて犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限する方法を説明することを義務付けるとともに、県は、SNS等に起因する被害に関して青少年等からの相談に対応するための体制を整備することとしております。</p>
<p>⑤ 県の責務として、条例に関する青少年のための相談窓口を設置することを規定することについて</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・闇バイトとかいじめ、ポルノなどの投稿を見た時、それを報告する部署や消去する手立てがあればよい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口は青少年や保護者が気軽に相談できるものとしていただきたい。また、相談窓口についてよく周知していただきたい。 	<p>新たに設ける相談窓口においては、SNSやデジタル技術に起因する様々なトラブル等について、青少年及びその保護者からの相談や照会に対応する予定です。闇バイトの通報先である「#9110」(警察相談専用電話)をはじめ、いじめ・誹謗中傷や各種権利侵害に関する既存の相談窓口とも連携を図りながら対応するとともに、本相談窓口について県民によく周知してまいります。</p>

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証について

令和7年2月21日
家庭支援課

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）について、第7回二次検証委員会を開催し、令和7年2月11日及び12日の2日間で関係者へのヒアリングと当該施設の施設訪問を実施しましたので、その概要を報告します。

1 令和7年2月11日（火）午前10時20分から午後4時まで

(1) 場 所

当該事案発生施設など

(2) 出席者

ア 二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員

イ 事務局

子ども家庭部家庭支援課 児童養護・DV 室長 西村耕一

ウ ヒアリング対象者

当該事案発生施設職員

(3) 議事概要

ア 当該事案発生施設職員へのヒアリング

二次検証委員からヒアリング対象者に対して、次のとおりヒアリングを実施した。

- ・当該児童の印象
- ・施設内での当該児童に関する定期的な会議の実施の有無や開催頻度、施設内での検討状況や児童相談所との協議等の状況
- ・一次検証報告書への感想
- ・公表について、当該児童の立場に立ってどうしてほしいと思っているか など

イ 当該事案発生施設の施設訪問

施設内の見学、入所児童との交流（昼食を一緒に食べ、近隣公共施設で交流）を実施した。

2 令和7年2月12日（水）午前9時から午前10時まで

(1) 場 所

未成年後見人勤務先

(2) 出席者

ア 二次検証委員会委員

岩佐嘉彦委員、藤原正範委員

イ 事務局

子ども家庭部家庭支援課 児童養護・DV 室長 西村耕一

ウ ヒアリング対象者

当該児童の未成年後見人

(3) 議事概要

当該児童の未成年後見人へのヒアリング

二次検証委員からヒアリング対象者に対して、次のとおりヒアリングを実施した。

- ・未成年後見人となった経緯
- ・未成年後見人からみた本事案の課題
- ・児童相談所や施設の動きについてどのように考えているか
- ・未成年後見人制度について、未成年後見人へのサポートなどの面に関する意見
- ・検証報告の公表に関する意見 など

3 その他

第8回開催日は、令和7年2月25日（火）に決定した。

平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

令和7年2月21日
子ども発達支援課

平成30年12月に発生した皆成学園入所児童の死亡事案を検証する児童福祉審議会支援検証部会について、第8回支援検証部会を開催しましたので、その概要について報告します。

- 1 日時 令和7年1月27日（月）午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場所 鳥取県庁特別会議室
- 3 出席者 児童福祉審議会支援検証部会
小野澤裕子委員、加藤由利委員、菅田理一委員、田村和宏委員、前垣義弘委員、水野壮一委員、森田明美委員、渡邊大智委員
事務局
子ども家庭部長 中西朱実、子ども発達支援課長 松本剛志、皆成学園長 林裕人

4 議事概要

開催回	開催日	議 事
第1回	令和6年 2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長の選任 ・検証の目的、検証の方法、検証スケジュール等 ・本事案の概要等 ・本事案における検討課題
第2回	3月25日	入所児童の支援体制
第3回	5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の支援体制 ・事故発生時の対応 ・本事案の情報共有
第4回	7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・本事案の情報共有 ・本事案の公表、検証
第5回	9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学 ・本事案発生当時の職員等への聴き取り調査結果報告 ・本児童の保護者への対応 ・総合的な体制
第6回	10月21日	報告書（案） ⇒以下の点について意見をいただいた。 <ul style="list-style-type: none"> ・事案発生から数年経過後に検証することとなった経緯 ・本児童の状況の詳細 ・本事案が発生した要因の分析 ・重大事案が発生した場合の対応方針 など
第7回	12月23日	報告書（案） ⇒以下の点について更に詳細に記述するよう意見をいただいた。 <ul style="list-style-type: none"> ・事案発生から数年経過後に検証することとなった経緯 ・主管課の役割 ・保護者と施設との関係性 ・皆成学園の役割、機能、あり方 など
第8回	令和7年 1月27日	報告書（案） ⇒以下の点について更に詳細に記述するよう意見をいただいた。 <ul style="list-style-type: none"> ・事案発生から終結に至るまでの皆成学園、県庁主管課の役割分担や対応事項に係るフロー図

5 今後のスケジュール

- 3月上旬 報告書完成
※完成次第、保護者に報告書内容を説明し、和解に向けた交渉に着手
(和解案がまとまれば、直近の議会に和解案を付議予定)
- 3月中旬 常任委員会において報告書内容を報告
- 3月下旬 鳥取県児童福祉審議会において報告書内容を報告

令和6年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について

令和7年2月21日
総合教育推進課
教育総務課

令和6年度第2回の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時・場所 令和7年2月14日（金）午前10時から11時30分まで（鳥取県庁 特別会議室）
- 2 出席者 知事、有識者委員、教育長、教育委員 計10名
〈有識者委員〉

氏名	所属	氏名	所属
大羽 沢子	鳥取大学医学部附属病院ワークライフ バランス支援センター 特任助教	坂本 哲	アクシス IT パートナーズ株式会 社 代表取締役
織田澤博樹	学校法人鶏鳴学園 青翔開智中学校・ 高等学校 校長	山田 裕貴	個別指導塾コンパスラボ 教室長

3 概要

(1) 意見交換のテーマ

①鳥取県の「教育に関する大綱」の改訂について **別紙1**

〈改訂の概要〉

■第一編（令和5年度から8年度までの中期的な取組方針）

女性や若者が活躍できる地域づくりや子育てを社会全体で支える機運醸成を図ることや、若者と企業・大学等の交流の後押し、インターンシップを充実させることなどにより、生徒学生の県内定着を進める旨を盛り込む。

■第二編（第一編に沿った毎年度の重点取組施策、数値目標）

令和7年度の重点取組施策に改訂するとともに、目標値を達成した指標を引き上げる。

②学力向上について（全国学力・学習状況調査等の結果と今後の取組） **別紙2**

③令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について **別紙3**

④令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び鳥取県体力・運動能力調査の結果について **別紙4**

(2) 主な意見

〈学力向上、教員の業務改善〉

- ①自由進度学習は、生徒がそれぞれのペースで学習を進められる面では非常に良いが、教員にとっては、学習コンテンツ等の事前準備が大変である。教員の事前準備時間を校長や教頭が確保するか、教育委員会などの外部組織で準備の労力を分散して受け持つといった対応を検討すべき。
- ②目標を持ち、その達成に向けた具体的な行動計画をつくり実践するPDCAを、らせん階段のようにスモールステップで行い、できることを増やして子どもたちが自信を付けていける学びを促すべき。
- ③睡眠時間や食事などは家庭が担う大切な部分で、保護者は学校と一緒にやりましょうという考えが大事である。基礎学力についても、学校ではこういう学びをしているが、家庭ではこういう部分を身につけさせて欲しいということが示されると、保護者も安心して指導ができる。
- ④ICTを活用して自分で学習に取り組む教育を進める時が到来しており、教育センターを中心として教員の力を伸ばすべき。主体的な学びに当たっては、図書館で書籍に触れ、書物によって思考力を磨く過程も大事にすべき。少人数での学級経営で子どもに目を行き届かせる研修に努めていただきたい。
- ⑤現場の業務改善をする際には生成AIやチャットGPTを活用してはどうか。

<ふるさとキャリア教育、インターンシップ>

- ①理系への進路先には男女差がある。大人から子どもまで、無意識の思い込み、アンコンシャスバイアスに視点を置いて、未来をどうしていくのか考えていくことが大事である。
- ②子どもたちが林業、農業、漁業といった第一次産業に携わっている人と交流し、自然の中でともに生きていくという素晴らしい生き方を学ぶことは、子どもたちの生き方に、不登校や暴力行為といった様々な課題解決に繋がっていくものとする。長年、地域で支えている人たちの思いや生き方をしっかり子どもたちに見せることが大事である。
- ③中学生と高校生が一緒になって地域と連携して地域を盛り上げる探究学習に大学生も組み込み、中高大で連携し、地域ぐるみ町ぐるみで1つの目標に向かっていく取組ができるのではないか。
- ④県外大学に進学した学生は、交通費の負担のないオンライン対応でのインターンや企業説明のニーズが高い。早期からオンライン対応に取り組まないと、就活解禁の3月には学生が残っていない。オンライン対応により、これまで鳥取県と関係なかった学生の県内就職も期待できる。
- ⑤学生に対しては、企業側からのプッシュが重要である。いわゆるスカウトメールを学生に送るのが標準となっていることから、このあたりの県内企業への周知や支援が必要である。

<いじめ・不登校・問題行動対策>

- ①ICTを活用することで、不登校の子が出席扱いになるケースが増え、あまり話が得意ではない子でもメッセージ機能を使えば話してくれるなど、誰一人取り残さない学びの環境づくりに繋がる。
- ②スクールカウンセラーの活用に敷居が高く二の足を踏んでしまいがちなことも耳にするので、スクールカウンセラーへの相談は特別なことではなく、自分らしく生きるために自然なことだという考えが浸透できると良い。

<部活動地域移行>

- ①スポーツ活動の地域展開を担う団体が不足している本県においては、この難題の解決に早く本気で取り組むべき。
- ②小学校のスポーツ少年団において、送迎や遠征費などの保護者負担が大きい。ある程度経済的に余裕がないとチームも選べない。教員にできることは限られるが、支援を検討いただきたい。

<知事総括>

- ①地域と一緒に取り組むふるさと教育は、具体的なやり方の提案をいただいた。アンコンシャスバイアスは、教育のみならず社会問題として知事部局でも大きなテーマとして取り上げて取り組んでいく。大学生や高校生のインターンシップ、リクルートについては、本県は大都市に追いつかれている感じがする。世の中の流れを見据えて戦略を組み、インターンシップの内容や「とりふる」の活用、メールの仕方など、リクルート活動につながることや、その前提としてのふるさと教育を充実していかなければならない。大学生、高校生、中学生が垣根を越えて一緒に活動することは、ふるさとの中に居場所を見つけ、県外の大学で学んでも帰ってくるきっかけになる。学校だけではなく、地域と一緒にどうやって子どもたちを育てていくかという視点が大切である。
- ②ICTやAIなど先端的なものを使うことの良し悪しは、倫理面も含めて課題があり、学校経営の効率化や教員の負担軽減のための活用も含めて、各学校や教育委員会で、メソッドを確立すべき。新しい技術は積極的に使っていく一方で、SNS等を通じた闇バイトやいじめの問題もあり、地域をあげてそれをコントロールする技術や倫理の問題を真剣に考えなければならない。

4 今後の予定

「教育に関する大綱」について、今回の総合教育会議等での意見を踏まえ、3月末を目途に改訂を行う。

鳥取県の「教育に関する大綱」の一部改訂について

令和7年2月14日
総合教育推進課

○第一編（令和5年度から令和8年度までの中期的な取組方針）

女性や若者が活躍できる地域につながるよう以下を追記する。

- ・東京一極集中が加速し、地方における人口減少が進み、地域の担い手や労働力不足が課題となっているため、女性や若者が活躍できる地域づくりや子育てを社会全体で支える機運醸成をはかること。
- ・女性や若者が地方の生活で感じる息苦しさや地方に対する先入観など障壁を解消する意識改革が必要。
- ・若者と企業・大学等の交流を強力に後押しすること、探求学習や交流を深める高大連携、地域の企業経営者から直接学ぶ機会の発展。
- ・若者に魅力ある活動やインターンシップの充実、生徒や保護者に県内の魅力ある企業情報を確実に届けて、生徒学生の県内定着を進めること。

○第二編（第一編に沿った毎年度の重点取組施策、数値目標）

令和7年度の重点取組施策に改訂するとともに、目標値を達成した指標等を引き上げる。

＜第二編（令和7年度重点取組施策）～新規・拡充事業の主なもの～＞

新規・拡充する施策の概要	
1	主体的に学び持続可能な社会の創り手を育む学校教育の推進 学力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・探究活動を推進するための多様な学び（自由進度学習、教科担任制、生成 AI 等の活用）を行う学校づくりや先進的な教育を牽引する次世代のリーダーとなる教員の育成を図る。 教員の安定的な確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・教員として採用された者の奨学金返還を助成するとともに、鳥取大学と連携した教員養成・確保対策を進める。 ・高等学校に新たに指導教諭の職を設置し、教育指導に係る優れた指導技術等を広げる。 県立高等学校の在り方検討 <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体と役割を明確化し、魅力化コーディネーターの配置や住環境の整備等、それぞれの地域に応じた取組を推進するなど、さらなる連携を図る。
2	社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさとキャリア教育の推進 ふるさとキャリア教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県の30年後の未来予想図」等をふるさとキャリア教育の教材として活用し、新聞社等提供のデジタル地域情報学習教材（ソフト）を活用する市町村を支援する。 ・県内企業での就業体験と地域・先輩社会人との交流を組み合わせたインターンシッププログラムの充実や、都市部の若者ネットワーク等と連携した県内外の学生に届くインターンシップ情報を発信する。
3	誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり 不登校対策 <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザー（外部有識者）を学校や市町村へ派遣し、困難事案に対し重点的に支援を行う。 ・フリースクールの運営基盤強化のための伴走支援や、通所を検討する保護者への情報提供や相談体制を構築する。 SNS 適正利用啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・SNS 等を通じた青少年の闇バイトへの加担やいじめ・誹謗中傷、生成 AI による性的画像作成等の事案が顕在化していることから、子どもを犯罪者にも加害者にもさせないため、青少年健全育成条例でペアレンタルコントロール強化や、児童ポルノ等の作成提供等の禁止措置を講じるとともに、青少年や保護者の相談窓口を創設し、周知啓発を行う。
4	一人一人に寄り添い多様なニーズに対応した特別支援教育の充実 障がいのある児童生徒の理解・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の支援を行う特別支援教育専門員を配置し、特別支援学級担任等への支援や特別支援教育を推進する校内体制作りを支援する。 ・「共生社会」の実現を果たすため、特別支援学校児童生徒と小・中・高等学校児童生徒との交流や共同学習の推進を図る。
5	健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興 県内のアート振興 <ul style="list-style-type: none"> ・県立美術館開館初年度に県内児童特別無料キャンペーンを展開するなど、子どもたちがアートに触れる機会を創出するとともに、「アート・ラーニング・ラボ」の機能を強化し、県内アート振興を推進する。

令和6年度における学力向上に向けた取組について
 ～全国学力・学習状況調査、とっとり学力・学習状況調査及び英検I B Aの結果と対応について～

令和7年2月14日
 小中学校課

1 全国学力・学習状況調査の結果について（実施日：令和6年4月18日）

- ①教科調査においては、小学校国語・算数は全国平均と同等であり、近年改善傾向にあるが、中学校国語・数学は、全国平均を下回り、近年下降傾向にある。特に中学校数学が課題であることから、全県の中学校・義務教育学校に対し数学訪問を実施し、県指導主事が授業を参観し、教師に直接授業づくりについて指導助言している。
- ②重点的に取り組んできた「思考・判断・表現」を問う問題及び「記述問題」で、全国平均には届かないものもあるが、正答率に改善の傾向が見られる。
- ③質問調査では、自己肯定感や地域への参画意識は高まってきており、各学校において、ふるさとキャリア教育が推進されていると考えられる。授業で自分の考えを工夫して発表することについては全国平均を下回り、課題がある。授業改善の方向性を示した小冊子「鳥取県教育の重点」の活用を促し、継続して授業改善を推進していく。

(1) 調査概要

- ①参加者 小・義務教育学校第6学年児童…約4,300人
 中学校第3学年・義務教育学校第9学年生徒…約4,200人
- ②調査項目 国語、算数・数学、児童生徒質問調査（アンケート）

(2) 結果の概要

<各教科>

教科調査平均正答率（%）

	国語		算数・数学	
	本県（公立）	全国（公立）	本県（公立）	全国（公立）
小学校6年	68 →	67.7	63 →	63.4
中学校3年	57 ↓	58.1	50 ↓	52.5

※文部科学省は、平成29年度より小数点以下を四捨五入し整数値で公表している。
 ※本県は±1%以内は「全国平均と差はみられない」として取り扱っている。

「思考・判断・表現」を問う問題の全国平均との差

学校・教科	R4	R5	R6
小学校国語	-2.0 →	+0.1 →	+0.2 ↑
小学校算数	-1.6 →	-1.4 →	-1.6 ↓
中学校国語	-1.1 →	-1.6 →	-1.9 ↓
中学校数学	-1.4 →	-2.6 →	-2.0 ↑

記述問題の全国平均との差

学校・教科	R4	R5	R6
小学校国語	-0.5 →	+1.7 →	+2.9 ↑
小学校算数	-0.4 →	-1.1 →	-0.5 ↑
中学校国語	-1.6 →	-1.0 →	-1.4 ↓
中学校数学	-1.4 →	-2.6 →	-2.0 ↑

<質問調査>

- 県独自調査のとっとり学力・学習状況調査と全国学力・学習状況調査からわかる教育データを関連付けて分析するなど、活用が進みつつある。
- コミュニティ・スクール等の取組の充実により、学校と地域や保護者との連携が深まっている。
- ▲自分の考えを工夫して表現することに関しては引き続き課題が見られ、継続した取組が必要である。
- ▲授業における一人一台端末の活用は急速に進んでいるが、その活用方法についてはさらなる工夫が必要である。

【成果と課題】

- 小学校において、算数の全校訪問や活用問題集「B-PLAN」、「単元到達度評価問題」の活用、調査官等を招聘した研修を行うことで、育成を目指す資質・能力を明確にした授業づくりについて継続して一貫したメッセージを伝えてきた結果、思考力、判断力、表現力等の育成をポイントとした授業改善に取り組む学校が増え、正答率に成果が見られた。
- ▲中学校数学において、生徒質問調査の「数学の授業がよくわかりますか」の問いで全国平均を大きく下回り、「知識・技能」を問う基本的な問題の正答率が低いことから、生徒がわかる・できる授業の実践が不十分であると考えられる。

【今後の取組】

- ・市町村教育委員会と連携し、支援を必要とする学校に対して県指導主事等が学校を訪問して一緒に授業づくりについて取り組むなど重点的な支援を行う。
- ・子どもたちが課題解決に向けて自ら判断し自分の考えを表現していく力を付けるため、教育課程を工夫した学校づくりや主体的に学ぶことができる授業づくり等、新しい学びを実現する取組を推進する。また、次世代リーダーとして本県教育を牽引する人材を育成するため、1週間の県外の先進地への派遣等を実施する。
- ・中学校数学訪問を全県で実施し、県指導主事が直接授業を参観し、授業づくりについて指導助言する。

2 とっとり学力・学習状況調査の結果について（実施日：令和6年5月15日から6月6日までの間）

【小学校】

- ・国語・算数ともに、概ね順調に学力レベルを伸ばしている。
- ・4年生時に学力に課題があった現6年生は順調に学力レベルを伸ばし、例年並みの学力レベルになった。

【中学校】

- ・国語・数学ともに、概ね順調に学力レベルを伸ばしている。
- ・特に現1年生、2年生は、国語、数学とも学力レベルの伸びが大きい。

- ①学力向上検討会議で教育データを基にした学力向上施策の検討を軸に、学校への継続的な指導助言、管理職を対象にした学校マネジメント研修会の開催、大学等との共同研究等を実施し、とっとり学力・学習状況調査等の調査結果の分析を生かした教育施策を進めていく。
- ②また、児童生徒が主体的に学ぶ授業づくりを推進し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すとともに、学習方略や非認知能力等の向上を図り、学力向上につなげる。

(1) 調査の概要

①参加者（参加市町村：14市町村）

小・義務教育学校第4・5・6学年児童…12,700人

中学校第1・2・3学年、義務教育学校第7・8・9学年生徒…11,933人

②調査項目 国語、算数・数学、質問紙（アンケート）

(2) 結果の概要

【状況】

ア-① 現学年別学力レベルの推移（学力レベルは、1Cから12Aまでの36段階）

※（ ）内は、前年度からの学力レベルの伸び

学年	国語				算数・数学			
	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6
現小4				6-C				4-A
現小5	-	-	6-C	6-A (+2)	-	-	5-C	5-B (+1)
現小6	-	5-A	7-C (+4)	7-B (+1)	-	5-C	6-C (+3)	6-A (+2)
現中1	6-A	6-A (0)	7-B (+2)	8-C (+2)	5-B	6-C (+2)	6-B (+1)	7-C (+2)
現中2	6-A (+2)	7-B (+2)	7-A (+1)	8-B (+2)	6-C (+3)	6-A (+2)	7-C (+1)	8-C (+3)
現中3	7-B (+1)	7-A (+1)	8-B (+2)	8-A (+1)	7-C (+4)	7-A (+2)	8-C (+1)	8-B (+1)

ア-② 各学年の学力が伸びた児童生徒の割合（％）

※（ ）内の数値は、昨年度の児童生徒の調査結果

	国語		算数・数学	
小5	72.6 (87.7)	↓	62.7 (70.8)	↓
小6	64.5 (78.9)	↓	72.1 (64.4)	↑
中1	71.6 (65.4)	↑	68.5 (60.2)	↑
中2	64.8 (66.8)	↓	72.7 (61.8)	↑
中3	64.8 (55.8)	↑	56.2 (68.1)	↓

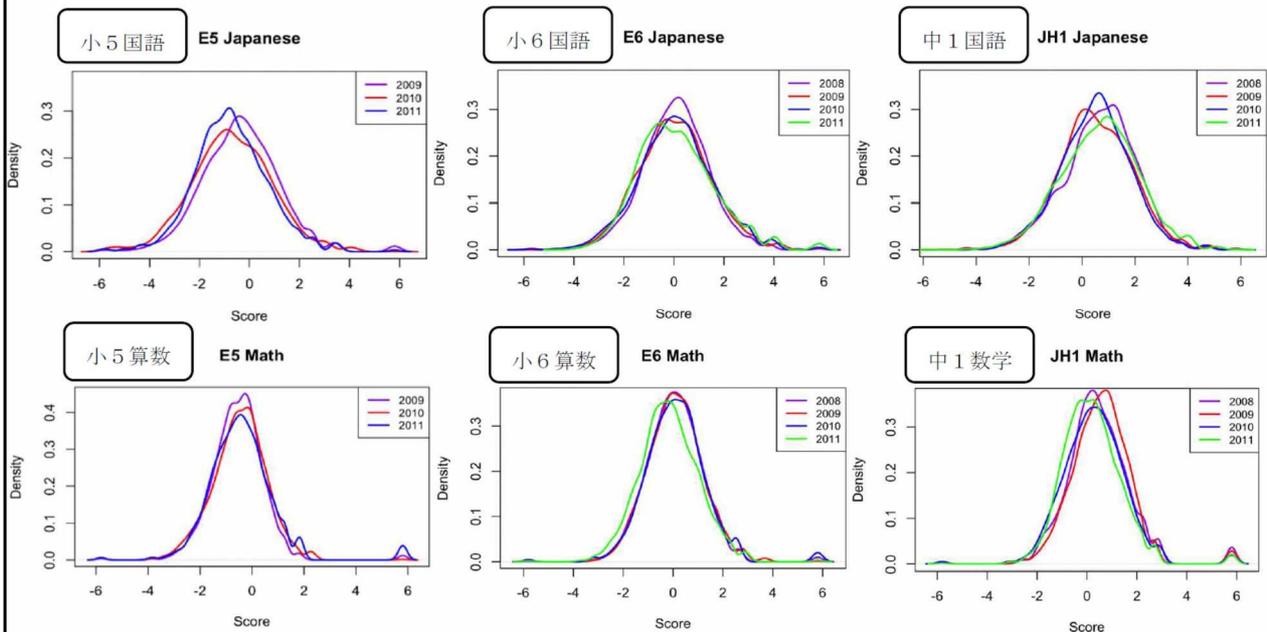
イ 児童生徒質問紙調査（5が最高値）※（ ）内の数値は、昨年度の該当学年の調査結果

学年	主体的・対話的で深い学びの実施	学習方略				
		柔軟的方略	プランニング方略	作業方略	認知的方略	努力調整方略
小4	3.8 (3.7) ↑	3.4 (3.4) -	3.5 (3.5) -	3.5 (3.4) ↑	3.8 (3.7) ↑	3.9 (3.9) -
小5	3.7 (3.7) -	3.4 (3.4) -	3.5 (3.5) -	3.4 (3.4) -	3.7 (3.7) -	3.9 (3.9) -
小6	3.7 (3.7) -	3.4 (3.4) -	3.5 (3.5) -	3.3 (3.3) -	3.8 (3.8) -	3.8 (3.9) ↓
中1	3.8 (3.7) ↑	3.4 (3.5) ↓	3.6 (3.5) ↑	3.5 (3.5) -	3.8 (3.8) -	3.8 (3.9) ↓
中2	3.7 (3.7) -	3.3 (3.4) ↓	3.4 (3.5) ↓	3.4 (3.5) ↓	3.6 (3.7) ↓	3.6 (3.7) ↓
中3	3.6 (3.7) ↓	3.4 (3.5) ↓	3.5 (3.5) -	3.5 (3.5) -	3.7 (3.7) -	3.6 (3.6) -

学年	非認知能力				
	自己効力感	やりぬく力	向社会性	勤勉性	自制心
小 4	3.5	—	2.7	—	—
小 5	3.4 (3.6) ↓	—	—	—	3.7 (3.7) —
小 6	3.4 (3.4) —	3.1 (3.1) —	—	—	—
中 1	3.3 (3.4) ↓	—	2.9 (2.9) —	—	—
中 2	3.1 (3.3) ↓	—	—	3.3(3.3) —	—
中 3	3.1 (3.1) —	—	—	—	3.7 (3.7) —

- ◆主な学習方略・非認知能力について
- ・柔軟的方略：自分の状況に合わせて学習方略を柔軟に変更していく活動
 - ・プランニング方略：計画的に学習に取り組む活動
 - ・作業方略：ノートに書く、声を出すといった「作業」を中心に学習を進める活動
 - ・認知的方略：より自分の理解度を深めるような学習活動
 - ・努力調整方略：「苦手」などの感情をコントロールして学習への意欲を高める活動
 - ・自己効力感：自分はそれが実行できるという期待や自信
 - ・向社会性：他人や他の人々の集団を助けようとしたり、人々のためになることをしようとしたりする力
 - ・勤勉性：やるべきことをきちんとやることができる力
 - ・自制心：自分の意思で感情や欲望をコントロールすることができる力
 - ・やり抜く力：自分の目標に向かって粘り強く情報をもって成し遂げられる力

ウ 各学年の各教科における学力層の推移（上段が国語、下段が算数・数学）



(※Score：学力値 Density：割合 2009～2011：生まれ年度 (2011は、現中1))

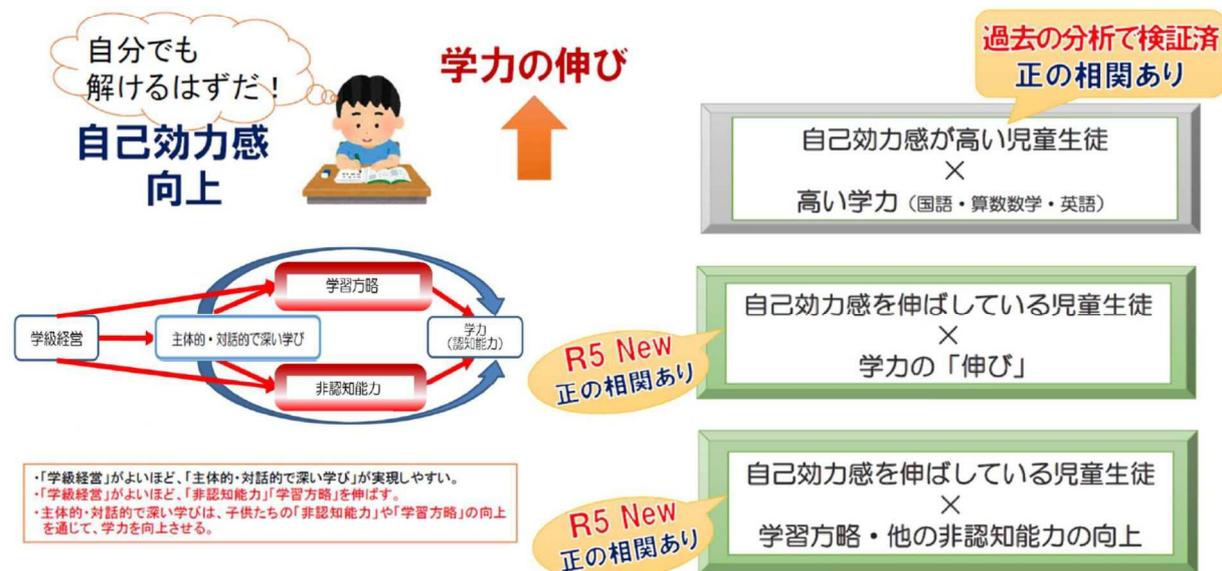
【今年度の調査結果からわかること】

- 全学年が学力レベルを1から3上げることができている。現中学2年生の学力が伸びた生徒の割合や伸びの大きさが他の学年と大きく変わらないことから、今年度の調査では、小中学校間の接続による顕著な学力の問題は見られない。
- 国語の学力層の分布については、小学校、中学校ともに年度ごとの差はあまり見られない。また、学力の伸びも順調に見られ、中学校1年生においては、伸びが大きい年もある。
- ▲主体的・対話的で深い学びについて、概ねどの学年でも実施できているものの、昨年度と比較するとあまり変化が見られない。主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る取組を進める必要がある。
- ▲自己効力感は、学年が上がるにつれて低下する傾向が見られる。発達段階によるものとも捉えられるが、自己効力感は学力の伸びと関係することから、自己効力感を高めていく取組を進める必要がある。
- ▲算数・数学においては、毎年の伸びは見られるものの、近年小学校6年生以上で下位層が増える傾向にある。

【とっとり学力・学習状況調査の分析から得られた知見】

非認知能力・学習方略について、調査の分析結果より、以下の知見が得られている。

- ① 学力の向上には非認知能力、学習方略が強く関係している。
- ② 学力を維持向上できている児童生徒は、学力が伸び悩んでいる児童生徒と比べ、早い段階から非認知能力や学習方略が高い傾向にある。
- ③ 自己効力感を伸ばしている児童生徒は、学力も伸ばしており、学習方略や他の非認知能力も伸ばしている。



現在実施している総務省とのとっとり学力・学習状況調査のパネルデータを活用した共同研究（「令和6年度IRT・パネルデータを用いた自治体横断的分析に係る調査研究」）においても、非認知能力と学力との関係について分析している。今後も学力を伸ばすために、日々の授業改善とともに非認知能力や学習方略を高めていくことが必要である。

【今後の取組について】

- ① 今回の調査結果を全国学力・学習状況調査とも関連付けながら、次年度の事業計画を立て、良い実践を広く周知するとともに支援が必要な学校に対して適切に対応できるよう検討する。
- ② 児童生徒が主体的に学ぶ授業づくりを推進し、主体的・対話的で深い学びの実現をめざすとともに、学習方略や非認知能力等の向上を図る。
- ③ 鳥取県では独自に、とっとり学力・学習状況調査で年に1度測定している非認知能力、学習方略を、各学校がいつでも何度でも調査し、児童生徒一人一人の変化を見取ることができる非認知能力等調査アプリ「見え～る」を開発し、今月（令和7年2月）に各学校に配布予定。このアプリを活用して、目に見えない一人一人の非認知能力等の変化を調査・分析し、日々のわかる・できる授業改善とともに、非認知能力、学習方略の伸びに着目した学力の向上の取組も推進していきたい。

3 英語力向上事業(4技能型英検 I B A)の結果について(実施日:令和6年6月10日から7月26日までの間)

リーディング・リスニングのテストでは51%の生徒が、ライティング・スピーキングのテストでは54%の生徒が、英検3級(※2)レベルに達している。技能別では、リスニング及びスピーキングの平均CSEスコア(※3)は英検3級レベルを上回り、その他の技能の平均CSEスコアも英検3級に近づいている。また、昨年度2年生次と比較すると、リーディングは18ポイント、リスニングについては40ポイント上昇し、着実に力を伸ばしている。

- ※1 4技能型英検 I B A (Institution Based Assessment): 日本英語検定協会(以下「英検協会」)が実施する、英語力を、読むこと(リーディング)、聞くこと(リスニング)、書くこと(ライティング)、話すこと(スピーキング)の4技能で測ることができるテスト。結果は、技能別のスコアや英検級レベル等で示されるが、実際の英検資格の取得とはならない。
- ※2 英検3級: 国が示す中学卒業段階での英語力の指標(CEFR A1)の例として示される外部試験資格の1つ
国の第4期教育振興基本計画では、生徒の英語力について、中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当(英検3級程度)以上を達成した生徒の割合を令和9年度までに6割以上をすることを目標とするとともに、全ての都道府県・政令指定都市において、同指標を達成した生徒の割合を5割以上にすることを目指すことが示されている。
- ※3 CSEスコア(Common Scale for English): 英検協会によって作成された、英語力を示す尺度
技能(リーディング、リスニング、ライティング、スピーキング)別に表記することで、技能ごとの英語力を把握することが可能。また、継続的に活用することで、技能ごとの英語力の伸長度を把握することが可能。

(1) 調査の概要

- ①参加者 中学校第3学年・義務教育学校第9学年生徒(以下、「中学校3年生」)
「リーディング・リスニング」4,002人、「ライティング・スピーキング」4,010人
- ②調査項目 「リーディング・リスニング」「ライティング・スピーキング」

(2) 技能別の結果等

※()内は、令和5年度の値

技能	平均CSEスコア	英検3級レベル以上の割合	出題分野別傾向等
リーディング	365.6 (368.4)	51% (47)	「会話文の空所補充」の正答率が昨年度よりも向上している。昨年度に引き続き、「長文読解」に課題がある。
リスニング	367.5 (355.2)		昨年度課題が見られた「パッセージの内容理解」の問題の正答率が向上している。
ライティング	364.1 (345.2)	54% (55)	平均正答率は「内容」が最も高く、「文法」が最も低い。質問に対して適切な内容を書くことができず0点となった生徒の割合が7%であり、昨年度(13%)から6%減少した。
スピーキング	353.2 (349.4)		「自分についてやり取りをする」問題の正答率が最も高い。昨年度に引き続き、初見の英文を音読することに課題がある。

(参考) CSEスコアによる、英検合格レベル判定基準

	準1級	2級	準2級	3級	4級	5級
4技能総合	2304	1980	1728	1456		
リーディング	598	511	448	379	330	236
リスニング	603	503	430	349	292	183
ライティング	591	506	444	375		
スピーキング	512	460	406	353		

(3) 成果と課題

- 昨年度の中学校3年生と比較すると、リスニング、ライティング、スピーキングの平均CSEスコアが昨年度を上回った。特にライティングについては、大きく上回るとともに、無得点の生徒の割合が昨年度(13%)から6%減少した。各学校で「書くこと」の指導の改善が図られたと考えられる。
- 本年度の受験者について、中学校2年生時(R5)と比較すると、特にリスニングの伸びが大きかったことから、教師が英語で授業を行ったり、教師と生徒、生徒同士の英語でやり取りを行ったりする場面が増えたことで、生徒が英語を聞くことに慣れ、リスニング力を伸ばすことにつながったと考えられる。
- ▲昨年度に引き続き、リーディングの長文読解とスピーキングの音読の正答率が低い。「読むこと」については、一語一語や一文一文の理解や内容の正誤の確認にとどまる等、目的や場面、状況等に応じた読み方を身に付けられる指導が十分になされていないことが考えられる。

(4) 今後の取組

生徒の英語力について、英検 I B Aの結果を基に、経年での伸びや過年度との比較等で把握できる「英検 I B A結果シート」を作成し、令和6年11月に周知を図った。各学校で、本シートを活用して指導改善を図るとともに、生徒が自分自身の伸びや課題を把握し、自己の学習改善に生かす取組が推進されるよう、学校訪問や研修会等で引き続き周知を図る。

また、本試験結果から各学校の生徒の英語力を技能別で把握、分析し、学校訪問や授業研究会等で指導助言を行うことで、各学校での授業改善を個別に支援する。

4 令和7年度取組について

「社会の創り手の育成」「ウェルビーイングの向上」

令和5年に策定された国の教育振興基本計画の大きなコンセプトは、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」である。鳥取県においても、予測が困難な時代に自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育成することや、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングの向上を図るため、鳥取県教育の重点目標を「自分の考えを持ち、工夫して表現する子どもの育成」と設定し、全県を挙げて学力向上に取り組む。

主体的な学び

「主体的な学び」とは、子どもたちが学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる力を育むことを指す。

主体的な学びを促進することは、子どもたちが自ら考え、判断し、行動する力を育成し、将来の社会で活躍するための基盤を築く上で非常に重要であり、鳥取県として学力向上事業の中心に据えて取り組んでいく。そのため、各学校において子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりが推進するように県教育委員会が伴走的な支援を行う。

授業力の向上

鳥取県では、全国学力・学習状況調査の結果分析から、鳥取県の子どもたちは、知識や技能については身に付いてはいるものの、その知識を活用することに課題があることが明らかになっている。そのため、学習指導要領が示す3つの資質・能力のうち「思考力、判断力、表現力等」に注力して事業を展開してきている。児童生徒の「思考力、判断力、表現力等」の向上を図るため、教師の指導力向上を目指して以下の事業を行っている。今年度の調査結果からも、その効果が見えつつあることから令和7年度も継続して実施する。

(1) 活用力を意識した授業づくり

全国学力・学習状況調査の調査問題を活用し、児童生徒が知識を活用する力を身に付ける授業の実践

- ・英語4技能統合型の授業改善推進に係る研修会、中学校定期考査研修会等の実施
- ・中学校数学・英語について県指導主事が県内全中学校を訪問して授業を参観し、指導助言

(2) 子どもが伸びる授業づくり

教師と児童生徒が単で付けたい資質・能力を共有し、子どもが主体的に学習する授業を展開

- ・「鳥取県教育の重点」の周知・徹底

自ら学ぶ力の育成

学力向上に向けて、教師の指導力の向上を図ると同時に、子どもが自ら学ぶ力の育成することが重要である。教わる授業から、「子どもが学び取る」「子どもが学び方を学ぶ」授業（探究的な学びや自由進度学習等）へと転換を図る。子どもが主体的に学ぶためには、一斉授業から、個の興味関心や学習ペースに応じて、個別最適な授業に取り組むことが効果的である。本県の小学校は来年度全学年30人学級となるが、個別最適な授業づくりは、鳥取県独自の少人数学級の強みを最大限に生かすことに繋がる。そのため、自由進度学習等児童生徒の「主体的な学び」にチャレンジする学校に対して重点的に支援し、学力向上の好事例を全県に広める。

(1) 子どもが主体的に学ぶ学校づくり事業

子どもたちが自ら課題を発見し、他者と協働しながら課題解決に向けて主体的に学ぶ力を育成する授業づくりを推進するため、自由進度学習などの様々な取組にチャレンジする学校を支援する。

(対象となる取組) 自由進度学習、教科担任制、チーム担任制 等

(支援内容) ・講師派遣 ・県外先進校視察 ・大学教授による授業改善の効果測定 ・連絡協議会開催

(2) 生成AI等を活用した英語力向上事業

国事業を活用し、中学校及び高等学校において実践校を指定して、英作文の添削や教材作成等の授業づくりに生成AI等を活用できる英語教師（AI英語活用リーダー）を育成するとともに、生徒にも英会話や英文等に生成AI等を活用させることで、生徒の英語力向上と主体的に英語学習に取り組む態度の育成を図る。

- ・生徒・教師への生成AI等アカウント配布
- ・生成AI等を活用した授業づくり研修会講師派遣
- ・県外先進校視察及び協議会の開催

＜これらの取組を推進し、学校を支援するため、以下の事業を継続して実施する＞

(1) 学力向上検討会議

外部有識者と連携し、教育データをもとにした学力向上に係る事業評価を行うとともに、教育データの効果的な活用の好事例を共有し、今後の事業検討を行う。

(2) 教育データ活用事業

- ・県独自のとっとり学力・学習状況調査を実施し、調査のデータを根拠とした教育施策の立案に向け大学等と共同して教育データを複合的に分析することで個別最適な授業づくりを支援するとともに、管理職に向けた研修会（学校マネジメント研修会）を実施する。
- ・児童生徒の英語4技能向上のため、外部試験（英検IBA）を実施し結果の分析等を行う。

(3) 指導力等向上事業

- ・教員向けに指導力向上に向けた各種研修会を実施する。

(4) 個別最適化に係る教育DX推進事業

- ・県内公立小中学校の全生徒を対象に、オンライン英会話レッスン（対人型、AI活用）やeラーニング教材を活用する市町村を支援する。

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

いじめ・不登校総合対策センター

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動や不登校等について、本県の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援に繋げていくもの。

2 調査結果及び今後の取組

【概要】

- ①不登校、暴力行為については、すべての校種において昨年度の数値を上回っており、高等学校の不登校出現率以外は全国平均を上回った。
②いじめについては、特別支援学校を除くすべての校種で認知件数が増加している。

【分析及び考察】

- ①コロナ禍の影響による欠席することへの抵抗感の低下等が不登校の増加に繋がっている。
②不登校数は増加しているものの、登校に対する意欲的な行動や変容の割合は増えている。
③新型コロナウイルス感染症の5類移行による学校生活の大きな変化によって、児童生徒がストレスを抱え、暴力行為及び不登校の増加につながったものと考えられる。

【今後の取組】

- ①未然防止の観点から、新たに小学校への校内サポート教室の設置やスクールカウンセラーの重点配置を行う。
②外部有識者をスーパーバイザーとして学校や市町村教育委員会に派遣し、学校の支援体制づくりをサポートするとともに、様々な課題への教職員の対応力の向上を図る。

※調査対象は以下の通り

- (1) 不登校 国公立小・中・高等学校（全日制・定時制）
(2) いじめ 国公立小・中・高等学校（全日制・定時制・通信制）・特別支援学校
(3) 暴力行為 国公立小・中・高等学校（全日制・定時制・通信制）

1. 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

○本県の状況（国公立）及び全国（国公立）との比較 ※表中の（ ）内の数字は令和4年度の数字を示す。

(1) 不登校

校種	不登校児童生徒数（人）	100人あたりの不登校児童生徒数（人）	
	鳥取県	鳥取県	全国
小学校	634 (492)	2.27 (1.74)	2.14 (1.70)
中学校	1,022 (877)	7.19 (6.06)	6.71 (5.98)
高等学校	279 (301)	2.02 (2.14)	2.35 (2.04)

- ・鳥取県における不登校児童生徒数は小・中学校で過去10年で最も高くなっており、引き続き個々の要因・背景の分析を基に対応の徹底を図るとともに、効果的な取組を全県で進めていく。
- ・鳥取県における100人あたりの不登校児童生徒数（出現率）は小学校2.27人、中学校で7.19人、高等学校2.02人で、高等学校以外は全国平均（小学校2.14人、中学校6.71人、高等学校2.35人）を上回っている

(2) いじめ

校種	認知件数 (件)	1,000人あたりの認知件数 (件)	
	鳥取県	鳥取県	全国
小学校	1,596 (1,321)	57.2 (46.8)	96.5 (89.1)
中学校	549 (434)	38.6 (30.0)	38.1 (34.3)
高等学校	58 (54)	4.2 (3.8)	5.5 (4.9)
特別支援学校	29 (42)	40.9 (54.5)	22.3 (20.7)

- ・1000人当たりの認知件数は特別支援学校のみ令和4年度より減少しており、中学校・特別支援学校で全国の1000人当たりの認知件数よりも上回っている。

(3) 暴力行為

校種	発生件数 (件)	1,000人あたりの発生件数 (件)	
	鳥取県	鳥取県	全国
小学校	605 (484)	21.7 (17.1)	11.5 (9.9)
中学校	416 (331)	29.3 (22.9)	10.4 (9.2)
高等学校	51 (37)	3.6 (2.6)	1.7 (1.3)

- ・すべての校種において1,000人当たりの発生件数が全国平均を上回った。
小：21.7件（全国平均11.5件）、中：29.3件（全国平均10.4件）、高：3.6件（全国平均1.7件）

2 調査結果の分析及び考察

【不登校】

- ・学校生活環境の変化、コロナ禍の影響で欠席することへの抵抗感が低下した状況等が不登校の増加につながったと考える。
- ・不登校児童生徒の総数は増えているが、県独自調査より不登校児童生徒の登校に対する意欲的な行動や変容が見られる。

【いじめ・暴力行為】

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行で、学校行事等がコロナ禍前に戻る中、学校生活の大きな変化及び児童生徒同士の関わり合う機会が増加したことで起こるストレスが影響し、欠席日数の増加や暴力行為の増加につながった。特に暴力行為については、繰り返す児童生徒が多く見られた。
- ・学校生活の大きな変化は、発達に課題のあると思われる児童生徒にとって大きなストレスとなった。

3 現在の主な取組

○学校の魅力アップ事業

- ・県と市町村教育委員会とで行う「いじめ・不登校等対策連携会議」にスーパーバイザーを招聘し、各市町村における不登校支援等の取組や課題を共有するとともに、研修を行った。
学校への指導・助言に繋がった。
- ・市町村が設定する課題に取り組む学校に市町村アドバイザーを派遣し校内研修等を行った。

○校内サポート教室の設置（令和6年度：県内15中学校）

- ・通常の学級での学習等や集団での生活が困難となった生徒が自分のペースで安心して過ごし、支援を受けることができる特別の教室を開設した。

○学校生活適応支援員の配置（令和6年度：県内20小学校）

- ・不登校傾向の児童への家庭訪問による支援や児童の話し相手、家庭・地域と学校との連携の支援を行った。

○子どもを支える学校外の支援者との連携体制の構築

- ・県教育支援センターと市町村設置の教育支援センター・県内フリースクール・不登校親の会等との連携を進め、不登校支援に係る情報をより多くの支援者・保護者に届ける研修会や情報交換会等の取組を行う。

○いじめの未然防止や適切な初期対応につなげる取組

- ・県内全校種の生徒指導担当教員等を対象として、「いじめの問題に対する保護者対応について」、「鳥取県いじめ対応マニュアル『いじめの重大事態から学ぶ』改訂の趣旨等について」をテーマに悉皆によるいじめ問題に関する行政説明会をオンデマンドで配信した。

○保護者支援に関する取組

- ・県内教育支援センター及びフリースクール等の支援者、教職員、保護者を対象に「子どもの育ちを支えるセミナー」を実施し、児童生徒の社会的自立に向けた支援の仕方、関わり方を学ぶ機会を設定した。

4 今後の取組〔現在の取組に加えて〕（来年度当初予算編成の中で検討）

○学校における諸課題の未然防止と早期支援

- ・包括的支援体制づくりスーパーバイザー派遣による学校の支援体制づくり、教職員の見立てる力の向上
- ・小学校への校内サポート教室の設置
- ・小学校へのスクールカウンセラーの重点配置

○不登校児童生徒等への支援

- ・校内サポート教室（中学校）及び学校生活適応支援員（小学校）の充実
- ・社会教育施設や地域人材を活用した不登校児童生徒の居場所支援、公民館等での学習支援
- ・県教育支援センター機能を活用した支援
→出張ハートフルスペースによる要支援者への支援及び関係機関への繋ぎ

○いじめの未然防止や適切な初期対応につなげる取組

- ・いじめ問題に関する行政説明会（悉皆）の継続実施
- ・市町村教育委員会や県教育委員会事務局内の連携強化
- ・いじめの未然防止を含む児童生徒の自己肯定感を高める取組

○保護者支援に関する取組

- ・困り感を抱える保護者への相談窓口の周知
- ・学校教育ポータルサイトにおけるいじめや教育相談等に関する相談窓口の掲載及び周知

○児童生徒理解の推進に係る取組

- ・全国学力・学習状況調査及びとっとり学力・学習状況調査の教育データの活用
- ・特別支援教育の推進
- ・教職員への研修（授業、学級経営、配慮が必要な児童生徒への関わり等）

令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び鳥取県体力・運動能力調査の結果について

体育保健課
令和7年2月14日

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の概要】(小5、中2を対象)

- ①全国平均値を上回った項目は、体力合計点を含めて小5男子は5項目、小5女子は6項目、中2男子は7項目、中2女子は4項目であった。
②小5、中2の男女とも総合判定ABの割合は全国平均値を上回り、DEの割合は全国平均値を下回った。

【鳥取県体力・運動能力調査の結果の概要】(小1～高3を対象)

- ①過去6年間で今年度が最低記録となる種目が多く、特に小学校女子は各種目点及び合計得点とも多くの学年で過去最低であった。
②朝食の未摂取、スマートフォン等の長時間使用又は睡眠時間が6時間未満の児童生徒の体力合計点は低い。

【課題】

- ①朝食の未摂取、睡眠時間の減少、スクリーンタイムの増加等、基本的な生活習慣の定着が身に付いていない児童生徒が増加傾向にある。
②体育以外の運動実施時間が年々減少している。

【今後の取組】

- ①運動習慣等調査(質問紙)において、運動やスポーツをすることが「好き」、体育・保健体育の授業が「楽しい」と回答した児童生徒は体力合計点が高いことから、学習指導要領に則った授業を徹底し、授業の充実が図られるよう、研修の充実や研究授業等での指導助言の内容を工夫する。
②国事業や県事業においてトップアスリートや専門家からの指導を受けられる取組を周知し、児童生徒が運動に興味を持ったり、スポーツを楽しんで行える環境づくりを支援する。
③学校での取組だけでなく地域や家庭との連携を図った取組の重要性を周知し、実践につながるよう、効果的な啓発方法等を検討していく。

【今後の考察の在り方について】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、全国平均値との比較や経年比較等、相対的な視点で分析を行い、鳥取県体力・運動能力調査では1つの学年の「伸び」に視点をおいて分析していく等、調査の特性に応じて分析方法を変え、児童生徒の特性をより評価できる方法を検討していく。

1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (資料1～3参照)

(1) 調査概要

平成20年度から文部科学省(現在はスポーツ庁)が小学5年生、中学2年生を対象として実施している調査(悉皆調査)※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため調査は中止

(2) 各実技テスト種目の状況(全国順位の()内の数字は令和5年度の全国順位)

項目	小5男子			小5女子		
	全国	鳥取県	全国順位	全国	鳥取県	全国順位
握力	16.02	15.99	25位(22)	15.78	☆15.81	24位(33)
上体起こし	19.19	19.03	28位(21)	18.16	18.10	25位(20)
長座体前屈	33.79	32.31	44位(35)	38.21	36.75	41位(39)
反復横跳び	40.67	☆41.56	15位(13)	38.71	☆39.57	18位(15)
20mシャトルラン	46.90	☆52.52	3位(3)	36.60	☆41.91	5位(3)
50m走	9.50	☆9.47	13位(16)	9.76	☆9.74	20位(32)
立ち幅跳び	150.46	149.07	38位(20)	143.18	140.98	41位(26)
ソフトボール投げ	20.74	☆21.22	22位(17)	13.15	☆13.38	31位(26)
体力合計点	52.54	☆52.85	13位(10)	53.93	☆54.44	19位(16)
項目	中2男子			中2女子		
	全国	鳥取県	全国順位	全国	鳥取県	全国順位
握力	28.91	☆29.28	23位(17)	23.14	22.97	39位(22)
上体起こし	25.82	☆25.84	24位(27)	21.47	21.20	28位(11)
長座体前屈	44.32	43.16	41位(32)	46.44	44.98	43位(29)
反復横跳び	51.49	☆52.44	10位(7)	45.67	☆46.67	8位(1)
20mシャトルラン	78.65	☆81.85	11位(4)	50.48	☆53.53	8位(5)
50m走	7.99	☆7.90	9位(3)	8.96	8.97	29位(9)
立ち幅跳び	197.16	☆198.65	21位(6)	166.22	☆166.90	28位(17)
ハンドボール投げ	20.49	20.32	34位(24)	12.32	12.23	36位(30)
体力合計点	41.69	☆42.50	19位(10)	47.22	☆47.47	25位(10)

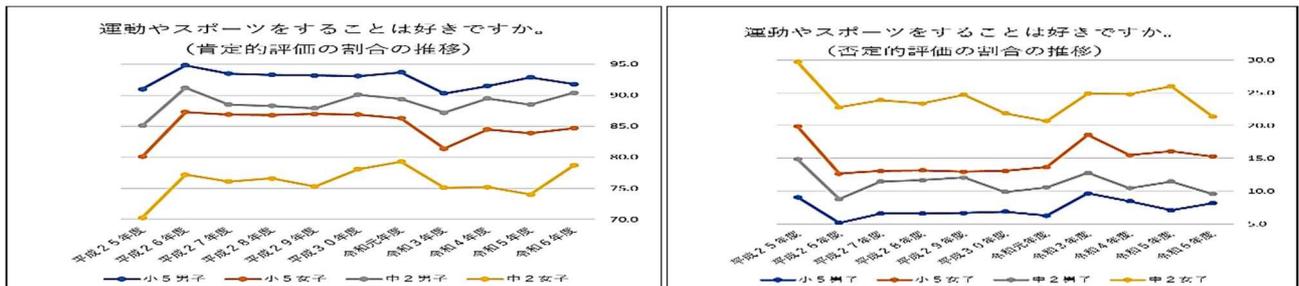
(☆は全国平均を上回った数値)

総合判定	小5男子		小5女子		中2男子		中2女子			
	全国	鳥取県	全国	鳥取県	全国	鳥取県	全国	鳥取県		
A Bの割合	32.1%	33.4%	35.9%	37.8%	34.0%	37.4%	52.6%	54.1%		
D Eの割合	35.9%	33.6%	30.7%	28.6%	31.5%	28.6%	19.5%	18.0%		
評価基準表	A		B		C		D		E	
小学5年生	65点以上		58～64点		50～57点		42～49点		41点以下	
中学2年生	57点以上		47～56点		37～46点		27～36点		26点以下	

※各実技テストの結果を10点満点で換算し、合計80点満点で上記基準表に基づき、A～Eの評価を判定

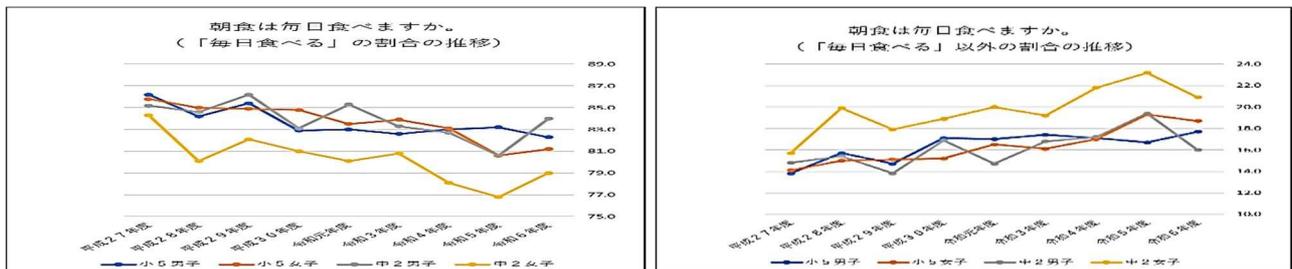
(3) 運動習慣・生活習慣・運動意識の状況

- ・運動やスポーツをすることが「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合は男子は90%を超えている。
- ・小5及び中2の男女とも、「やや嫌い」「嫌い」と回答する割合は減っているが、女子の回答は男子より高い。



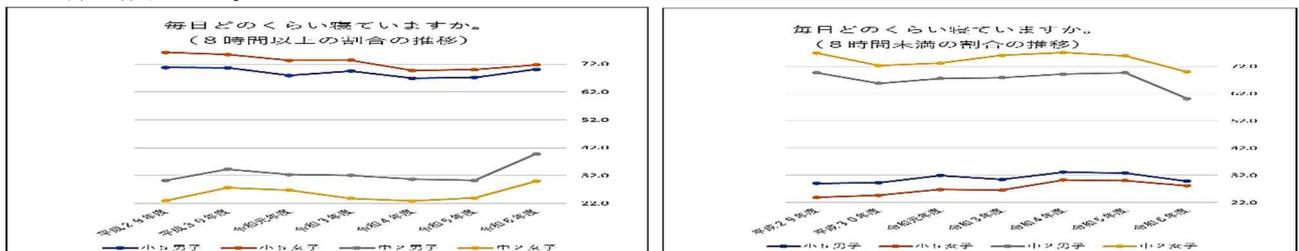
(※過去10年間の比較)

- ・朝食を「毎日食べる」と回答した児童生徒の割合は、小5男子以外は増加している。
- ・「食べない日もある」「食べない日が多い」「食べない」と回答した割合は小5男子以外は減少した。



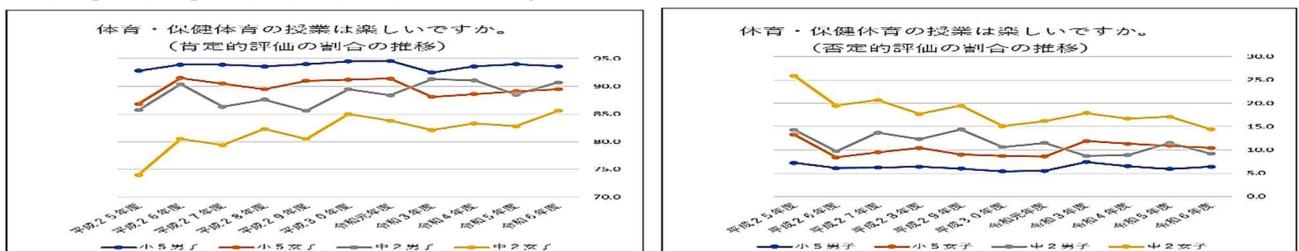
(※質問及び回答内容が平成27年度から変更)

- ・睡眠時間が「8時間以上」の割合は小5、中2の男女ともは昨年度より増加し、「8時間未満」の割合は減少した。



(※質問及び回答内容が平成29年度から変更)

- ・体育・保健体育の授業は「楽しい」「やや楽しい」と回答した中2女子の割合は増加傾向であり、「やや嫌い」「嫌い」の割合は減少傾向である。



(※過去10年間の比較)

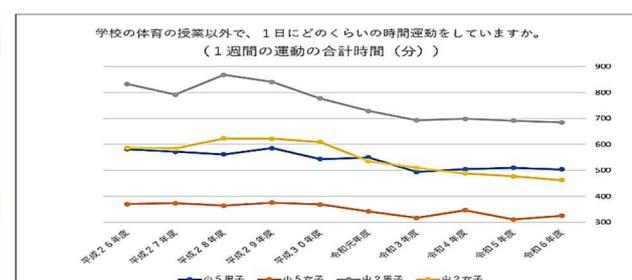
- ・運動やスポーツは「大切」「やや大切」と回答した児童生徒の割合は高い水準を維持しており、中2女子は昨年度より大幅に増加した。また、「あまり大切でない」「大切でない」の割合は減少した。



(※質問及び回答内容が平成27年度から変更)

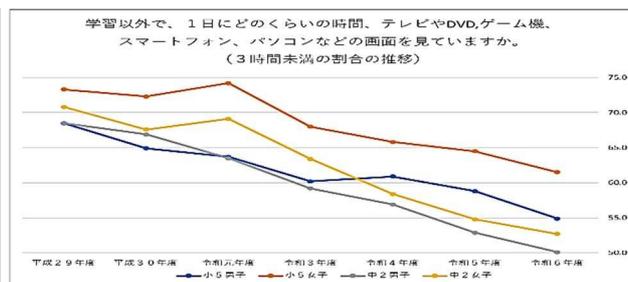
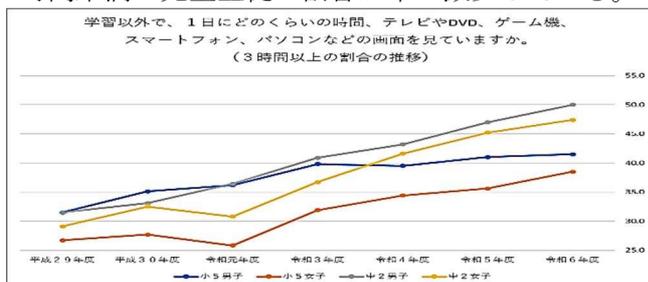
- ・体育、保健体育以外の運動時間は小5、中2の男女とも減少傾向にあるが、中2女子以外は令和3年度から横ばいである。また、中2の男女とも過去10年で最も少ない数値であった。

1週間の運動時間	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
令和6年度	504	325	685	463
令和5年度	510	311	692	477
令和4年度	505	347	699	489
令和3年度	494	317	693	509
令和元年度	550	342	729	536
平成30年度	544	369	777	609
平成29年度	586	376	841	622
平成28年度	562	364	868	623
平成27年度	572	373	792	584
平成26年度	582	370	833	587
アベレージ	540.9	349.4	760.9	549.9



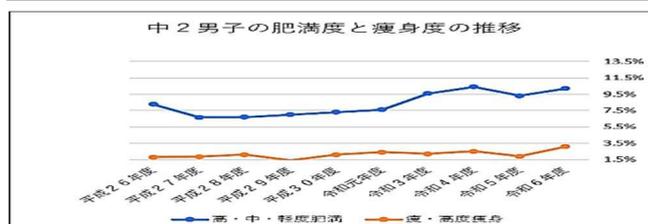
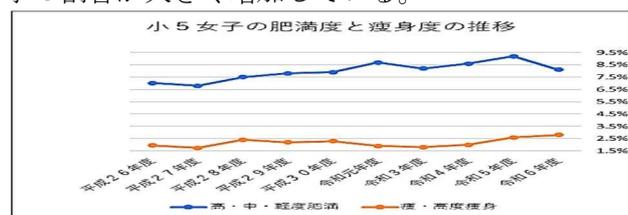
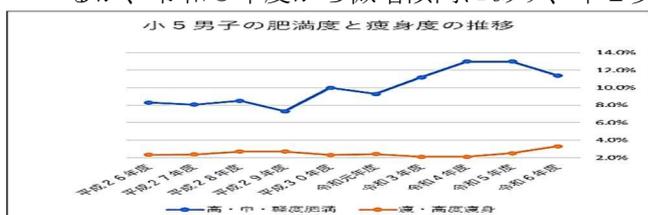
(※質問及び回答内容が平成26年度から変更)

- ・スクリーンタイムが3時間以上の割合は小5、中2の男女とも年々増加していることに伴って、3時間未満の児童生徒の割合が年々減少している。



(※質問及び回答内容が平成29年度から変更)

- ・肥満の割合は、中2男子以外は昨年度より減少した。また、どの学年も痩身の割合は横ばいであるが、令和3年度から微増傾向にあり、中2女子の割合が大きく増加している。



(※質問及び回答内容が平成26年度から変更)

(4) 結果の考察

- ①全国も本県も体力合計点及び各項目点が低下傾向にあるが、本県の順位低下が著しい。
- ②経年比較において中学2年生女子の体力の低下が大きいのは、小学5年生時の令和3年度も、体力合計点が過去2番目に低い数値であったことから、運動が苦手な年代であることが考えられる。
- ③遊び場の減少、猛暑日の増加、放課後を活用した運動の確保の減少、部活動改革等、児童生徒を取り巻く環境の変化により、運動する機会が減少し、体力が低下していると考えられる。

- ④小学5年生男子を除き、昨年度より朝食を毎日食べる割合は増加し、毎日食べる以外の割合は減少しているが、平成27年度から比べると、全体的に朝食を毎日食べる割合は減少傾向で、毎日食べる以外の割合は増加傾向である。また、スクリーンタイムが3時間以上の割合は年々増加し、3時間未満の割合は年々減少しているところから、スクリーンタイムの長時間視聴が睡眠不足を招き、朝食を食べないことにつながっていることが考えられる。
- ⑤昨年度に比べ肥満度が減少傾向にある一方、瘦身の割合は増加傾向で、特に中2女子は令和3年度から大きく増加しており、今後の推移を注視しておく必要がある。

2 鳥取県体力・運動能力調査 (資料4～7参照)

(1) 調査概要

- ・昭和52年から小1～高3の県内全児童生徒を対象として県教育委員会が実施している調査
(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため調査は中止)
- ・今年度の全国平均値との比較はできないため、前年度の体力・運動能力調査による同学年の全国平均値と比較
- ・全国平均値は令和5年度体力・運動能力調査のその年代の平均値

(2) 結果の考察

- ①「上体起こし」「ボール投げ」及び「合計得点」は小学校、中学校のすべての男女で全国平均値を下回っている。【資料4】
- ②「合計得点」については、男子は小1から高1まで、女子は中学生以外の学年が「C」となっており、全体的に体力が低下していることが考えられる。【資料4】
- ③高校で、全国平均値を上回る種目が多いのは、運動部活動等で体力が向上している生徒が多いことが考えられる。【資料4】
- ④過去6年間で今年度が最低記録となる種目が多く、特に小学校女子は各種目点及び合計得点とも多くの学年で過去最低となっている。「シャトルラン」で見取ることができる全身持久力の低下だけでなく、「反復横跳び」「立ち幅跳び」が全学年最低記録であることから、素早い動作やそれを継続する力も低下していると考えられる。【資料5、6】
- ⑤朝食を毎日食べない、スマートフォン等の使用時間及び睡眠時間が6時間未満の割合も年々増加し、基本的な生活習慣が定着していない児童生徒が増加していると考えられる。【資料7】
- ⑥生活習慣と体力には関係があることが資料7から読み取れるので、基本的な生活習慣が十分に定着していない児童生徒の増加が体力の低下につながっていることも要因として考えられる。

3 今後の取組

- ①運動やスポーツが「好き」「やや好き」と回答する割合は増加しているが、女子は「やや嫌い」「嫌い」の割合が高く、男女で差があることから、各校種において体育・保健体育の授業改善を行ない、運動やスポーツに興味を持ち、自ら運動やスポーツに取り組む態度を育成していくために、指導力の向上を図る。
- ②朝食を毎日食べる児童生徒は体力合計点が高いことから、朝食を摂取することが体力の向上には重要であることを、パンフレット等を作成して啓発していく。
- ③トップアスリート事業に登録されているアスリートが、体力テストの種目の行い方や動きのポイント、コツなどを伝える動画を作成し、理想の姿として児童・生徒の参考としてホームページ等で示す。
- ④トップアスリートとの交流は、児童生徒にとって運動に関心を持つ良い機会であるため、トップアスリート派遣事業や国事業のアスリート派遣事業等の活用を促していく。
- ⑤遊びを通して運動習慣が身に付くよう、幼稚園や保育所等に遊びの王様ランキングの活用を積極的に促していくとともに、日本スポーツ協会のアクティブチャイルドプログラム及びスポーツ庁が進める運動遊びや動画等を一覧にし、通知及び県教育委員会のポータルサイト等に掲載し、様々な運動遊びを紹介していく。
- ⑥子どもたちの体力の向上に向けた取組を、学校での取組だけでなく地域や家庭との連携を図った取組となるために、効果的な啓発方法等を検討していく。